

北九州市部活動の地域移行検討会議「北九州市部活の未来を考える会」開催要綱

(目的)

第1条 児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって確保することを目的とし、学校部活動から地域クラブ活動への移行に向けて、有識者等から幅広く意見を聴取するため、北九州市部活動の地域移行検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 部活動の地域移行に関すること
- (2) 部活動の地域移行を実施する上での課題とその解決策等に関すること
- (3) その他、部活動の地域移行等に関して教育長が必要と認めたこと

(構成員の選任)

第3条 検討会議の構成員は、部活動やスポーツ・文化活動について識見や専門的知識を有するもののうちから、教育長が選任する。

2 構成員の任期は、選任した日から1年とし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第4条 検討会議に座長及び副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長は、構成員の互選によりこれを定め、副座長は、構成員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の公開等)

第5条 有識者会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項が含まれる場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(守秘義務)

第6条 有識者会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、教育委員会学校教育部生徒指導課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。